

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	5
	項番	第15条
	項目	1項
質問内容	「地域住民等に業務内容を説明し」とは、どの地域の、どの住民に対して行うのでしょうか？また、業務開始の9月末までに実施する必要があるのでしょうか？	
回答内容	<p>本業務は、奈良市東部地域を中心に奈良市全域を履行対象地域としています。また、本業務の性質上、業務毎に対象地域に差異が生じます。</p> <p>つきましては、業務毎の対象地域の住民に対して、その内容を必要に応じて説明するという意により解釈されるものです。</p> <p>したがって、業務履行開始日前に、受託者に対して住民への説明を義務付けるものではありません。</p>	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	6
	項番	第18条
	項目	4項
質問内容	「管路清掃に用いる洗浄水については、受託者の負担で調達するか、もしくは清水園で再生水を調達することとする。」について、再生水を調達する場合は無償で使用可能でしょうか？	
回答内容	業務履行に要する費用であり、原則的に無償で受託者に提供するものです。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	38
	項番	第76条
	項目	2項2号
質問内容	例えば2つの業務を業務責任者が兼任した場合に、管理要員も兼任可能でしょうか？	
回答内容	1名が2つの業務責任者を兼任することは可能です。また、日常的維持管理業務における管理要員は最低2名選任するものであり、同時に主たる管理要員が業務責任者となるものであるため、質問内容のとおり兼任も可能です。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	別紙3
	項番	
	項目	⑥
質問内容	⑥浄化槽管理者は誤記（不要）との理解でよろしいでしょうか？（⑦浄化槽管理士、⑩浄化槽技術管理者の記載があるため）	
回答内容	「浄化槽技術管理者」とすべきものを「浄化槽管理者」として誤って表記しているため、質問内容のとおり解釈となります。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	基本契約書案
	ページ	27
	項番	別紙3
	項目	別途契約事項（計画的維持管理業務）
質問内容	別紙3は基本契約に基づく「設計業務」等委託契約書となっていますが、計画的維持管理業務という理解でよろしいでしょうか？	
回答内容	質問内容のとおり、別紙3は計画的維持管理業務に使用します。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	基本契約書案
	ページ	28、30
	項番	別紙3
	項目	第1条3項、第10条
質問内容	「管理技術者」は設計業務におけるもので計画的維持管理業務には必要ないと理解していますがよろしいでしょうか？	
回答内容	実施要領の「2.2 参加資格要件」⑦-オ-Iに定めるとおり、「管理技術者」を配置することが求められます。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	基本契約書案
	ページ	37
	項番	別紙3
	項目	第40条第2項
質問内容	瑕疵担保期間は設計業務は3年間となり、それ以外は2年間という理解でよろしいでしょうか？	
回答内容	民法639条の規定により、消滅時効の期間内に限り契約により期間の伸長ができ、かつ同法第170条により工事の設計に関する債権が3年の短期消滅時効であるとの定めがあるため、瑕疵担保期間を3年としています。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。

平成30年8月2日

回答書

質問箇所	書類名	基本契約書案
	ページ	
	項番	第41条
	項目	4項
質問内容	4行目「なお、改築業務の別途契約においては」、「設計業務及び改築業務」と、設計業務も対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	
回答内容	質問内容のとおり解釈で相違ありません。	

※この回答書での回答について、追加の質問は受け付けません。